

労働者派遣法改正等を受けた関連指針等の改正について

- 労働者派遣法一部改正法案審議時の附帯決議(平成27年9月8日 参・厚労委員会)において、派遣労働者の安全衛生について、派遣元事業主と派遣先の密接な連携、安全衛生教育の実施の徹底等が示されたこと等を踏まえ、派遣労働者のより一層の安全衛生確保を図るため、以下の関連指針等の改正を行った。

<関連指針等の主な改正の概要> (適用は改正労働者派遣法の施行と同時(H27.9.30~))

- ① 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(平成十一年労働省告示第百三十七号)
 - ・安全衛生に係る措置として、「派遣元事業主は、派遣労働者に対する雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を適切に行えるよう、当該派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣先から入手すること、健康診断等の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たって、派遣先の協力が必要な場合には、派遣先に対して、当該措置の実施に協力するよう要請すること等、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するため、派遣先と必要な連絡調整等を行うこと」と新たに規定。
- ② 派遣先が講ずべき措置に関する指針(平成十一年労働省告示第百三十八号)
 - ・安全衛生に係る措置として、「派遣先は、派遣元事業主が派遣労働者に対する雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育を適切に行えるよう、当該派遣労働者が従事する業務に係る情報を派遣元事業主に対し積極的に提供するとともに、派遣元事業主から雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合には可能な限りこれに応じるよう努めること、派遣元事業主が健康診断等の結果に基づく就業上の措置を講ずるに当たって、当該措置に協力するよう要請があった場合には、これに応じ、必要な協力を行うこと等、派遣労働者の安全衛生に係る措置を実施するために必要な協力や配慮を行うこと。」と規定。

③派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について

(平成21年3月31日付け基発第0331010号 労働基準局長通知)

(一部改正:平成27年9月30日付け基発0930第5号)

○派遣元指針、派遣先指針の改正を踏まえ、派遣元事業者、派遣先事業者が各自、又は連携して実施すべき重点事項等について主に以下のように改正した。

<派遣元が実施すべき重点事項>

- ・派遣先事業者が行った特別教育等の実施結果の書面等による確認。
- ・労働災害について、同種作業に従事する労働者への情報提供等再発防止対策の実施。
- ・健康診断及びその結果に基づく事後措置、ストレスチェック等の適切な実施。

<派遣先が実施すべき重点事項>

- ・派遣元事業者が行った雇入れ時教育等の実施結果の書面等による確認。
- ・派遣先事業場における安全衛生活動への派遣労働者の参加についての配慮。
- ・特殊健康診断の記録や事後措置の内容、有害業務の作業記録の派遣元への提供。

<派遣元・派遣先との連携>

- ・労働者派遣契約において安全衛生を確保するために必要な事項の記載。
- ・派遣元責任者及び派遣先責任者の安全衛生確保のための連絡調整。

<参考>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(抜粋) (平成27年9月8日 参議院厚生労働委員会)

八、その他

2 派遣労働者の安全衛生については、雇用関係のある派遣元事業主と、就業上の指揮命令や労働時間の管理を行っている派遣先の連携が不十分であることから、派遣労働者の安全衛生上のリスクに対して就業上の配慮が十分になされていない可能性があるため、派遣労働者の安全衛生について派遣元事業主と派遣先が密接に連携する旨を派遣元指針及び派遣先指針双方に規定すること。また、安全衛生教育の実施は事業者の法的義務であるが、その実施率は低く、特に派遣労働者に対する実施率は全労働者より低くなっていること、及び労働災害発生率の高い派遣労働者にこそ十分な安全衛生教育が実施される必要があることに鑑み、派遣元事業主及び派遣先による安全衛生教育の実施の徹底を図ること。